

平成28年5月 岡山市教育委員会定例会 会議録

1 開催日	平成28年5月24日(火)		
2 開会及び閉会	開会	14時00分	
	閉会	14時55分	
3 出席委員	委員長	東 條 光 彦	
	委員	奥 津 晋	
	委員	塩 田 澄 子	
	委員	藤 原 佳 代 子	
	委員(教育長)	山 脇 健	
4 会議出席者			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	安 田 充 年	教育次長	天 野 和 弘
統括審議監(企画調整担当)	小 西 洋 史	審議監(学校教育担当)	三 宅 泰 司
審議監(生涯学習担当)	後 河 正 浩	審議監(教育人事財務担当) (人事財務課長事務取扱)	石 井 雅 裕
教育企画総務課長	赤 野 政 治	就学課長	力 竹 孝 典
指導課長	岡 林 敏 隆	指導課教育支援担当課長	松 浦 敏 之
生涯学習課長	近 藤 康 彦	中央図書館長	宮 本 嘉 彦
事務局(教育企画総務課主査)	生 田 裕 宣	事務局(教育企画総務課主任)	大 西 正 記
5 議題及び結果			
報告第15号	専決処理の報告(市議会の議決を経るべき議案の原案への同意について)	承認	承認
報告第16号	専決処理の報告(リース公用自動車の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)	承認	承認
第8号議案	平成28年度岡山市就学援助認定基準及び支給基準額について	可決	可決
第9号議案	岡山市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について	可決	可決
第10号議案	交通安全及び情報提供に関する協定の締結について	可決	可決

6 教育長等の報告 [平成28年4月9日(土)～平成28年5月13日(金)]		
4/9 4/15	岡山市立吉備公民館・北区役所吉備地域センター落成式 婦人大会	生涯学習課 生涯学習課
塩田委員 生涯学習課長	○ 婦人大会の概要について説明願う。 ○ 4月19日に岡山市民会館の大ホールで行った。当日は感謝状の贈呈を行い、総会を開催した。その後、岡山大学の阿部先生の講演を行った。内容は、岡山市の持続可能なまちづくりと婦人会への期待ということであった。	
審議監(生涯学習担当)	○ 阿部先生は岡山市の基本政策審議会のメンバーである。旧都市ビジョンから今議決をいただいている長期構想、その内容も引用しながら岡山市の市政の概要を説明いただいた。	
委員長 審議監(生涯学習担当)	○ 婦人会との関係をどういうふうに話されたのか。 ○ 岡山市の市政の概要を説明された後に地域でどういった形で活動していくかというような話にうまくつながられて、お話をされていた。	
塩田委員	○ 婦人会は、なかなか入る方がいなくて困っているというような状況があると思うが、そのあたりはどうだったのか。	
生涯学習課長	○ 最近では減少傾向にある。どの町内会も徐々に高齢化が進んでいて、後任・なり手が減っているということが課題である。	
委員長	○ そこは何か活動の工夫をすることで、若い方に関心を持っていただくというような、新しい工夫はあるのか。	
生涯学習課長	○ 今現在、そういった若い世代の方を入会させるための新しい手を打っているということは聞いてはいないが、それが一番大きな課題だと認識している。	
委員長 藤原委員	○ 他はいかがか。 ○ 岡山市立吉備公民館・北区役所吉備地域センター落成式はどうであったか。落成式には行ってないが、まだ1カ月、2カ月位で、例えば地域センターの利用者が公民館へ行って利用するなど、そういう交流も図られるようになったのか。それとも、それぞれに用事がある人が行っている感じか。	
生涯学習課長	○ 公民館と地域センターそれぞれが通路でつながっていることで、公民館の用事で来られて、その足で住民票の交付を受ける方もいらっしゃる。そういった利便性を考慮した動線を確認しているため、相乗効果が生まれるものと考えている。	
藤原委員 委員長	○ せっかく同じ場所にあるので、両方の利用が活発になっていくと良いと思う。 ○ そういうことに関しては、両方使った人がどのくらいいるというような集計をすることはしないのか。合築することがやはり良かったなど。課題の集約に関係あるかと思うが。	
生涯学習課長	○ まだ、利用状況を精査した報告はないが、今後、年間を通しての利用状況、推移等を見ながら、どういった利用のされ方をしているのかは分析をしてもらいたいと思っている。	
委員長	○ これは一つの事例であり、こういうつくり方で良いのかどうかということを確認・総括するべきと考える。	
7 議事の概要		
委員長	○ 5月定例岡山市教育委員会を開催する。	
全委員	○ 本日の傍聴希望者は2名。入室してもらってよいか。	
委員長	○ <承認>	
全委員	○ 日程第1, 会期は本日1日限りとしてよいか。	
	○ <承認>	

<p>委員長 全委員 委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日程第2, 4月定例会の議事録に問題はないか。 ○ <承認> ○ 日程第3, 教育長等の報告, 事業報告について質問はないか。 (会議録6「教育長等の報告」に記載) ○ 次に議事に入る前に会議の公開・非公開について諮る。日程第4, 報告第16号は教育事務に関する議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項として, 会議規則第9条第1項第3号に該当するため, 報告第17号は任免, 賞罰等職員の身分の取扱い, その他人事に関する事項として, 会議規則第9条第1項第1号に該当するため, また日程第5の第11号及び第12号議案は付属機関等の委員の任命に関する事項として, 会議規則第9条第1項第2号に該当するため, 非公開としたいと思うが, 委員の皆さんのご意見を伺いたいと思うがいかがか。
<p>全委員 委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <承認> ○ それでは, 日程の第4の報告第16号及び報告第17号, 日程第5の第11号議案及び第12号議案は非公開といたしたいと思う。
<p>委員長 中央図書館長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告第15号を中央図書館から報告願う。 ○ 1ページから5ページをご覧いただきたい。図書館公用車と原動機付自転車の衝突事故の案件である。市議会の議決を経るべき案件(和解及び損害賠償額の額を定めることについて)の原案への同意について教育委員会に付議する時間的な余裕がなかったため, 平成28年4月22日に専決処分したものである。 なお, この原案については, 平成28年5月18日の臨時市議会で原案どおり議決されたので, 報告する。
<p>委員長 藤原委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いかがか。 ○ もう議決されているので, 内容についてではないが, 一般的に公用車を運転する人は, 交通安全に気をつけて運転しなければならないけれども, プラスアルファの何かマニュアルのようなものはあるのか。
<p>委員長 中央図書館長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公用車利用に関する指導書のようなもの。 ○ マニュアルのようなものはないが, 所管課で交通安全については徹底するように, ほかには乗車前と乗車後の点検を徹底することを指導している。
<p>藤原委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会だけではなくて, 公用車全般なのか。以前目にしたことだが, 郵便局のオートバイが一旦停止する際, 確認がすごく丁寧だった。たまたま私が東郵便局の裏側の道を通るときに, 郵便局からオートバイが3台も続けて出てきたが, 左の見方, 右の見方, 前の見方, それがすごく丁寧で, どのバイクもそうしているから, 日常的にオートバイを使っている人には特別な何かマニュアルが課せられているのかという感じがした。 例えば, 市の公用車に関して言えば, 一般の道路交通法上のことだけではなく, 何か必要ではないか。教育委員会だけではなく全庁的に公用車の事故はときどき耳にする。
<p>委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵便局もそうであるが, 公用車, 公的車両というのは, 皆が見ているものであり, そういう意味で見本・模範になるべきものかという気がする。そういう意識で運転することも加えても良いのかと思う。公用車はルールを守っていると思うが, プロ意識を徹底することで, 全体的にはモラルが上がるのかと思う。何かの折にそういうことを是非していただきたいというのが私の感じているところである。全体的な話として話題にしてほしいと思う。
<p>委員長 全委員 委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ それでは, 報告第15号は承認してよろしいか。 ○ <承認> ○ それでは, 日程の第5, 第8号議案を就学課から説明願う。

就学課長	<p>○ 資料11ページから16ページをご覧ください。提案理由は、平成28年度の就学援助制度の実施に当たり、認定の基準と支給の基準を定めるものである。</p> <p>12ページをご覧ください。この支給額の決定についてであるが、基本的には昨年度と変わってはいない。その中ほどにある2番のところである。2番に267万6,000円(4人家族以外の場合、1人につき38万円を増減)以内である者と記載しているが、この金額は28年度も変更がないということでご提案させていただいている。そのほかの事項については、金額が増えて漏れた方についての主な認定の内容を書いている。ここについては変更がない。</p> <p>13ページ目、認定の基準であるが、先ほども申したように、4人家族で267万6,000円と、収入でいうと402万円を基準にして、それぞれ世帯人員により金額を38万円増減しているということになっている。13ページ目の下のほうであるが、米印のところでは就学援助認定基準の推移が書いてある表の一番下の行をご覧ください。平成26年度から28年度まで3年間書いている。就学援助の基準の方が生活保護基準を用いている。ご承知のとおり平成27年8月に生活保護基準が引き下げられたが、この3年間、就学援助基準は国の子どもの貧困対策等において国からの再三の見直しの影響が出ないよという通知が再三発出されるということから総合的に判断して、認定基準は引き下げない方向で考えている。</p> <p>14ページ目は、267万6,000円の根拠になる。4人世帯の11パターンをモデルケースとして計算をして267万6,000円という金額を算定している。</p> <p>15ページ目が就学援助費の支給基準額ということで、支給の基準額をこちらに書いている。16ページ目をご覧ください。四角で囲んでいる箇所が今回引き上げる金額になっている。これは、国の要保護児童の単価というものがあって、それに基づいて連動している。校外活動費の小学校が20円増の1,570円で、同じく中学校が30円増の2,270円、それから校外活動費の宿泊を伴うものの小学校が50円増の3,620円、中学校が90円プラスの6,100円になっている。</p> <p>これまでは国の基準にそれぞれ基づいて算定していたが、その中で下のほうの括弧の2であるが、修学旅行費は去年5万7,290円ということで1万円増、アップしたが、今回国の基準も300円ほど上がったので、300円プラスの5万7,590円ということに、国の基準と同額にしている。小学校のほうは、国の基準を上回っているため、据え置きということにさせていただいている。</p> <p>学校給食費では、昨年とほぼ変わりが無いので、同じ金額ということで提示している。</p>
委員長	<p>○ それでは、第8号議案、今ご説明いただいた平成28年度岡山市就学援助認定基準とそれから支給基準額についてご質問、ご意見はどうか。</p>
委員長	<p>○ 12ページに認定基準に関して、3番のところ、例えばこのたびの熊本の地震で被災されている、あるいは保護者の生計が立てがなくなったというようなケースはここに入るということか。何かこういう災害に指定されている場合というような要件があるのか。</p>
就学課長	<p>○ 今回の熊本地震に関しては、被災証明等も当然であるが、前にあった東北大震災と同じような対応ということで、内容を勘案して、適切に同じような処理をしようと考えている。</p>
藤原委員	<p>○ 東日本大震災の際、岡山に来ている子どもたちで、実際に小学校、中学校に入学した人は、概数で良いがどのくらいになるのか。</p>

就学課長	<p>○ 今現在で把握をしている東日本大震災関連の数値であるが、小学校で103名、中学校で33名ほど把握をしている。</p> <p>今回、熊本地震は5月1日現在で、小学校が5人で中学校が1人である。若干またそういうお話もあるので、あと1名、2名ぐらいは増えることも聞いている。</p>
藤原委員	<p>○ できるだけ同じような条件でしてあげて欲しいと思うが、かなり思っていたより数が多い。就学援助のパーセンテージに影響するほどの人数ではないけれども。就学援助率が年々少しずつ下がっているが、その中で東日本大震災の人がこれくらい増えているということは、全体的には少し岡山の人たちの申請が減っているのかという感じがする。</p>
就学課長	<p>○ 全体と比べれば、約9,000人から10,000人の認定者がいる。平成27年で8,928人おられるので、パーセンテージにしたらそう多くはないと思うが、おっしゃられたようにここ最近、22,3年度をピークに就学援助の認定者というのは減ってきている。当然、申請者も減ってきており、パーセンテージそのものも若干減ってきているということである。ちなみに、平成25年が16.61%、26年度が16.15%、27年が15.7%というふうになっているが、これは全国的にも同じような傾向である。</p>
藤原委員	<p>○ ということは、生保基準が引き下げられたけれど、岡山は維持している。是非維持して欲しいが。それが影響したということではなくて、今の全国的に就学援助を申請する人が減っているということのようだ。</p>
就学課長	<p>○ 国が景気の底からようやく、まだまだだとは思いますが、ようやく脱出しつつあるというように分析している。</p>
教育長	<p>○ 全体が下がっているのではなくて、差が開いている。その格差に対しての支援は、この援助だけでは済まない。</p>
藤原委員	<p>○ 程度がいろいろある。就学援助に係る人たちの中でもいろいろだろうし、だから格差が子どもたちに与える影響を少なくしなければならないと思う。</p>
委員長	<p>○ 独自に単価を制定している種目についてであるが、小・中学校の修学旅行費というのは平均的にどのくらいで、一番高いところというのはどのくらいかかっているのか。要するに、これで足りるのかどうか聞きたい。</p>
就学課長	<p>○ 一番高いところというのが、平成27年度の小学校でいくと、最高額が3万9,780円。最低額が2万5,192円という調査結果になっている。</p> <p>中学校は、平成27年度の最高額が、これは沖縄ということがあって6万9,276円、最低額は、これは九州のほうであるが、4万4,867円である。</p>
委員長	<p>○ そうすると、差額は自己負担していただくということになるのか。</p>
就学課長	<p>○ そうである。全額が出せると一番良いと思っているが、差額はご負担いただいているのが実情である。</p>
委員長	<p>○ 例えば平成27年度という、単価が中学校の場合5万7,290円である。それを上回った学校の中に、この認定されている子どもたちがいるかどうかという事はわかるか。</p>
就学課長	<p>○ 何人いるかというところまでは現在把握はできていないが、その中に特に金額が高額になる中学校でいうと、沖縄に行っているのが19校、九州方面に行っているのが16校、東京方面が2校というふうな内訳になっているので、半分少し超えるところが沖縄のほうに行っているという現状ではある。</p>
藤原委員	<p>○ 一部補填ということにはなると思うが、今お聞きしたら上限が6万9,000円。修学旅行の価値は認めるところではあるのだが、もう少し儉約しようとか、教育的価値は保ちながら工夫をしようとかというのは、これは教育委員会からの働きかけはあるのか。それとも学校独自なのか。</p>
就学課長	<p>○ 教育委員会からも校長会報を通じて華美にならないようにということでお</p>

	<p>伝えはしているところであるし、それぞれの校長先生もそれを踏まえて実施しているところではあると思うが、学校だけが決めるのではなくて、保護者の方も交えてお話をする中で金額も決まっている。</p> <p>もう一つは、去年からバスの料金等の交通費が上がっていることが影響しているのではないかと推測している。</p>
藤原委員	<p>○ 上限と下限の差が行き先にもよるのだろうけれども、随分大きいので、そのあたりはどこかが音頭をとってあげたほうが学校も動きやすいのかなと思った。修学旅行の価値はみんなが認めているし、特に沖縄に行って、平和学習したいという気持ちはよくわかるけれども、これだけ差が開くと多分就学援助だけでは追いつかないかなという気がする。</p>
就学課長	<p>○ その辺も、先ほども申したように、校長先生もよくおわかりになってはいる。その中で工夫をされているところというのは、少し期間をずらすこと。例えば沖縄に行くとしたら、期間がちょっと違えばぐっと飛行機料金が違うということもある。それから、ホテルではなくて民泊を利用するなど、そういう工夫を行っている学校も多々ある。それぞれの学校で努力しているけれども、結果的に高いところはどうしてもあるのかと。沖縄だったら大体6万円を超えてくるのが現状であるので、そこら辺はこれから検討もしていきたいと思う。</p>
教育長	<p>○ もう一度行き先や意義も含めて見直した時期があった。そして、その時点からも言っていたのだが、今の業者や行き先、どの程度の金額がかかるかということも含めて、保護者の方も交えた検討会の実施をしてくれている。</p> <p>しかしながら、今のような状況がまたあるから、今後、校長会等を通して検討を促したい。</p>
塩田委員 就学課長	<p>○ 保護者への周知の仕方と手続について説明をお願いします。</p> <p>○ 保護者への周知については、一番初めは小学校から始まるので、まず、小学校に入る前に入学説明会の際に資料を全部配付している。その後、小・中学校全校生徒に5月の今ぐらい、チラシを全員に配付している。それに加えて、当然ホームページや、市民のひろばおかやま等々にも掲載する。実際に、今、貧困等の絡みもあるので、例えば去年でやってないのは大丈夫とか、そういう呼びかけは各学校で気をつけて行っていると聞いている。</p>
塩田委員	<p>○ 対象になる方たちが皆さん申請できるような説明にしていってくださいということ。あと、手続も余り煩雑だと途中で諦めてしまうということにならないように配慮して欲しい。</p>
就学課長	<p>○ 手続の煩雑さに関しては、今まで申請書が1人につき1枚となっていた。例えば子どもさんが多い場合、5人おられる場合は5枚書いていただかなくてはいけなかったが、今回、就学課でも工夫して、1枚で3人までは書けるように、ほとんどの人は1枚で申請のほうも済むように対応をさせていただいて、なるべく申請しやすいようにという意味では考えている。</p>
委員長	<p>○ 2, 3年前に就学援助のチラシのサンプルを見るのがあったが、内容がすごくわかりにくいと思った。正確なことを書いてあるが、正確で細か過ぎてよくわからないと感じた。何か配付される告知用のチラシで工夫されてるようなことがあるのか。</p>
就学課長	<p>○ 配付用というのは、就学援助というものを受けることができますということと新1年生に対して行うものなので、字が小さく、詰め込んでいるということはない。ただ、就学援助の概要、知りたいことというのは、いつ申請するのか、幾らぐらいもらえるのかということが、保護者の方の一番知りたいところではある。どうやって申請するかということまでとなると、今1枚で済ませようとしているところもあるので、もう少しわかりやすい方法があるか、その辺についても検討をしていきたいと思う。</p>

<p>委員長 全委員 委員長 人事財務課長</p>	<p>○ それでは、よろしいか。</p> <p>○ <原案可決></p> <p>○ 引き続いて、第9号議案を人事財務課から説明願う。</p> <p>○ 資料の17ページをご覧いただきたい。本改正は、図書について校長の専決することができる範囲を広げることにより、寄付手続の簡素化や各学校の事務の効率化を図ろうとするものである。</p> <p>改正の内容であるが、資料の19ページ、新旧対照表をご覧いただきたい。</p> <p>学校管理規則第13条の校長の職務権限等で第2項の専決処分することができる事項と第3項の教育委員会に報告しなければならない事項について、それぞれ中古図書の部分を図書に改め、ただし書きで「新品図書は1件100万円未満とする」の1文を加えたものに改めようとするものである。現行の新品図書の寄付については、寄付採納審査委員会においてその可否を審査した上で受け入れをしていたが、この規則の改正によって1件100万円未満の新品図書の寄付についても中古図書と同様に校長の判断により受け入れをして、後でまとめて教育委員会へ報告することとする。なお、現在、学校への周知も必要なことから、施行については平成28年7月1日を予定している。</p>
<p>委員長 人事財務課長</p>	<p>○ いかがか。</p> <p>○ この趣旨としては、学校の実務事務の簡素化をすることが一番大きな目的である。現実的に100万円を超えるような図書はそれ程ないし、なるべく校長の裁量で受け入れ事務が簡単にできるようにということである。</p>
<p>全委員 委員長 指導課教育支援担当課長</p>	<p>○ <原案可決></p> <p>○ 続いて、日程第5、第10号議案を指導課から説明願う。</p> <p>○ 35ページからをご覧いただきたい。第10号議案交通安全及び情報提供に関する協定の締結について説明をする。</p> <p>この協定は、岡山県警察本部と岡山市教育委員会とが連携協力体制を確立し、児童・生徒の交通ルールへの遵守、交通安全の防止を図るため、交通安全教育及び情報提供に関する協定を締結しようとするものである。</p> <p>36ページをご覧いただきたい。協定の締結日としては、明日を予定している。また、岡山県教育委員会も同時に岡山県警察本部との間で同様の協定を締結する予定となっている。37、38ページにあるが、主な内容としては、交通安全教育での連携と昨年度からセーフティー・ステップアップ・スクールということで、岡山県警が作成した交通安全教材を年8回程度、教育委員会を通して学校に配付しているので、こういった資料提供を今後も続けるということ。2点目としては、道路交通法が改正され、自転車指導警告票というものが生徒にも渡されることになったので、そういったものの数や事故被害等の状況の情報提供をいただけるというような協定である。</p> <p>この協定を結ぶことになった背景としては、昨年4月に総務省から指導警告票を活用した学校における交通安全教育の一層の推進を求めるといった行政評価、地域警戒を求める勧告があり、文部科学省それから警察庁ともども協定を締結するなどして安全教育を推進するよにということのような通知があったことがある。また、昨年4月に児童・生徒の健全育成に係る岡山県警察との協定を結んだところであるが、ここでの協定については重大な交通事故及び悪質な交通関係違反の場合ということで、今回の交通安全教育の推進ということとはまた異なるものというふうに考えている。</p>
<p>委員長 奥津委員</p>	<p>○ いかがか。</p> <p>○ この協定書を締結することによって、何かすぐ具体的に変わっていくというようなことは何かあるのか。</p>

指導課教育支援担当課長	<p>○ 今のところ、学校ごとの指導警告表の状況はある程度定期的に教育委員会に伝えていただけたらというのがある。それに基づいてそれぞれの学校の交通安全教育がうまくいっているのかどうかを定期的に学校で把握ができるようになるというのが一番大きいところだと思う。また、よくある事故状況であるとか、また新たに起こってきたような新規の交通事故の状況なども適切に連絡をいただけることで、継続的にわかるようになるということ。それから、昨年度から行っているセーフティー・ステップアップ・スクールも、危機感が過ぎた後に立ち消えになるということが事業の中ではよくあることだが、こうやって協定を結ぶことで継続的に行っていくことについてお互いの了解が得られるということになるかと思う。</p>
奥津委員 指導課教育支援担当課長	<p>○ このスクールは全校で今やっているのか。 ○ 昨年度からセーフティー・ステップアップ・スクールという教材をいただいているので、それを全校に配付している。</p>
委員長	<p>○ 運用の話になるが、学校ごとの警告票の提示を受けた数が定期的に来ることだが、この先の話として、これを各学校にこのくらいだったよというふうに委員会からお伝えするのか、それとも何か一覧表みたいな感じで全体的にこうですよというふうにお伝えするようなイメージなのか。</p>
指導課教育支援担当課長	<p>○ 今の想定としては、学期末になる前に県警から状況を教えていただいて、市教委から学校へお伝えすると。大体どの学校でも学期末に交通安全指導を行うので、それぞれの学校へこれを送ることで、適切な交通指導が行われると思う。</p>
塩田委員	<p>○ この警告票というものは、昨年度から始まったシステムなのか。であったら、数とか発表できるものがあれば教えて欲しい。</p>
指導課教育支援担当課長	<p>○ まだ協定を結んでなく、また昨年6月に道路交通法が改正さればかりで、そういう情報をいただけていない。</p>
奥津委員	<p>○ セーフティーサイクル・ステップアップ・スクールであるが、資料配付ということだけれど、これを見ると参加体験型の教育を推進ということなので、恐らく学校に警察の教える担当の方が来て、実際に体験するというような、いわゆるスクール形式なものも予定されているのかと思うのだが、そのあたりの計画はいかがか。</p>
指導課教育支援担当課長	<p>○ 従来から警察が学校へ出向いて交通安全教室を行っているので、従来からのものも行っていくうえで、教材も配って行く。しかも、この教材は家庭に持ち帰っていただくというものもあるので、子どもを通して保護者の交通安全マナーの教育にも活用していこうと考えている。</p>
藤原委員	<p>○ 個人的には、締結がいろいろな分野でされるのは煩雑かという気がしている。条項で書けば、去年のこの締結書に準じたものになるのか。しかし、別々にするという事はそれを知らしめて広報することにもなるんだろうけれど。一方で、例えば健全育成の窓口は生活安全課であるか。交通のほうは警察の部署でいえば交通部か。だから、学校が余り困らないように、今までも交通安全教室を実施しているのだから、その最寄りの部署とはつながっていると思うけれども、学校が煩雑になり過ぎるといろいろなことにプラスだけではないことも出てくると思うので、それを配慮して欲しい。もう一つは交通安全のマナーはもちろん学校教育でも当然しないといけないけれども、先ほど言われていた保護者や地域を巻き込むような、警察が入るということはそれができやすいと思うので、ぜひ切り離してでもできるような活動が入ってくると、モラルとかそういう指導はしやすいかなと思う。お願い事である。</p>
委員長 全委員	<p>○ よろしいか。 ○ <原案可決></p>

傍聴の状況

報
議

道
会

1名
1名

平成28年5月 岡山市教育委員会定例会（非公開） 会議録

1 開催日	平成28年5月24日（火）		
2 開会及び閉会	開会	14時55分	
	閉会	15時30分	
3 出席委員	委員長	東 條 光 彦	
	委員	奥 津 晋	
	委員	塩 田 澄 子	
	委員	藤 原 佳 代 子	
	委員（教育長）	山 脇 健	
4 会議出席者			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	安 田 充 年	教育次長	天 野 和 弘
統括審議監（企画調整担当）	小 西 洋 史	審議監（学校教育担当）	三 宅 泰 司
審議監（生涯学習担当）	後 河 正 浩	審議監（教育人事財務担当） （人事財務課長事務取扱）	石 井 雅 裕
審議監（保健体育担当） （保健体育課長事務取扱）	長 畑 智	教育企画総務課長	赤 野 政 治
人事財務課課長代理	疋 田 洋 一	指導課長	岡 林 敏 隆
生涯学習課長	近 藤 康 彦	生涯学習課課長代理	安 東 信 哉
5 議題及び結果			
報告第16号	専決処理の報告（リース公用自動車の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	承認	
報告第17号	専決処理の報告（岡山市教育委員会関係職員の人事について）	承認	
第11号議案	岡山市社会教育委員の委嘱について	可決	
第12号議案	岡山市学校給食運営検討委員会委員の委嘱について	可決	